

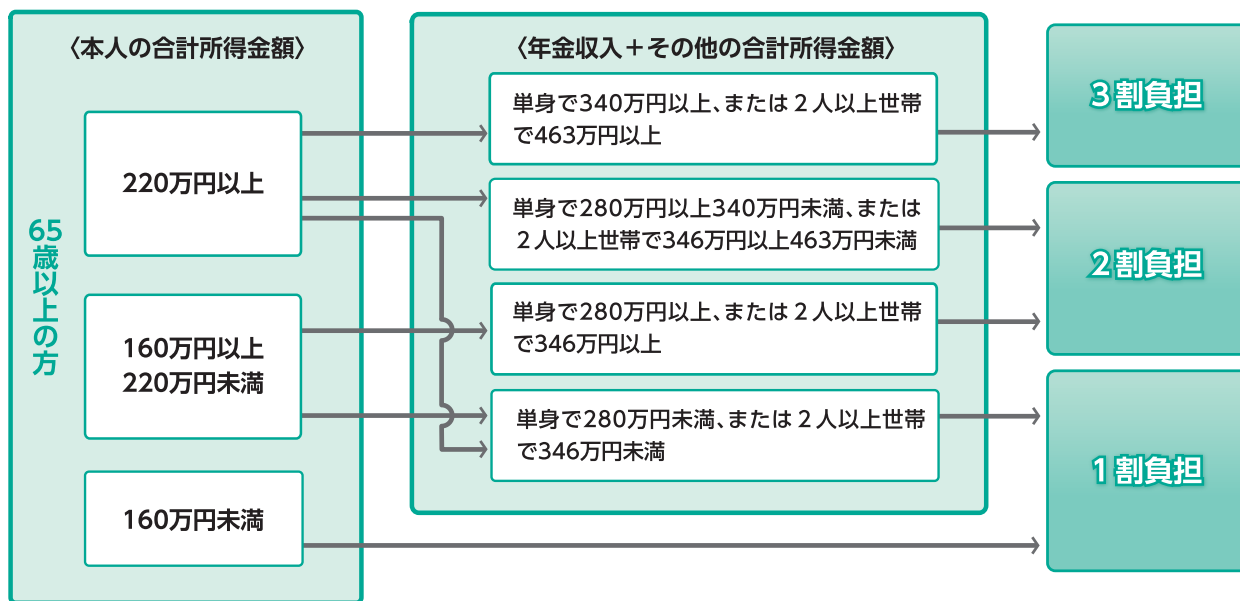
介護保険認定等を受けられている方に

## 介護保険負担割合証を送付します

介護保険の認定を受けた方および事業対象者となった方に、令和6年8月1日以降の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。負担割合については、下記の表のとおり所得や世帯構成によって決まります。介護保険負担割合証が届きましたら記載されている負担割合を必ずご確認ください。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市民税非課税の方、生活保護受給者の方は1割負担

### 利用者負担判定の流れ



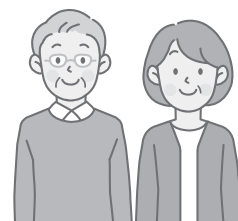
## 介護保険負担限度額認定の制度改正と更新申請受付について

介護保険法の改正により、令和6年8月利用分から、介護保険負担限度額認定の負担限度額が一部変更になります(申請に必要なものに変更はありません)。現在利用されている介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和6年7月31日までとなっております。令和6年8月1日以降も引き続き利用されたい方は、**更新の申請をお願いします**。なお、認定を受けていない方の申請は、随時受付しています。

申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
  - ② 同意書
  - ③ 預貯金等がわかるものの写し(本人および配偶者のもの)
  - ④ 介護保険被保険者証(写しも可)
  - ⑤ 個人番号カード等マイナンバーの確認できる書類
  - ⑥ 身分証明書(本人以外が申請の場合は申請者のもの)
- ※①および②は、市ホームページからも取得できます。  
※生活保護を受給している方は、②および③の提出は不要です。

制度内容や申請に必要なものなどの詳細については、市ホームページ「介護保険負担限度額認定申請書について」をご覧ください。下記までお問い合わせください。



問 市介護福祉課 給付・認定・地域支援担当(市役所1階⑦番窓口)

☎ 32・3507 / FAX 35・0272

✉ kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp